

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

事業の承継に関する届出書

年 月 日

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿

うち、事前届出業務を所管する大臣

☐内閣総理大臣（警察庁）☐内閣総理大臣（金融庁）☐総務大臣☐厚生労働大臣☐農林水産大臣☐経済産業大臣☐国土交通大臣

殿

(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地		国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる事業の内容			
	ウェブページのリンク			
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接関係企業株の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の上半数を占める本邦法人等 ヘ イ〜ホのために承継するもの		
代理人	氏名又は名称及び代表者の氏名			
	住所又は主たる事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

対象会社	1 (1) 名 称	
	(2) 本店の所在地	
	(3) 定款上の事業目的	
	(4) 資 本 金	円
2 承 継 の 時 期		
3 支 払 の 時 期		
4 承 継 の 対 価		

5 承継目的等	(1) 承継の方法	☐ 事業の全部の譲受け ☐ 事業の一部の譲受け ☐ 吸収分割 ☐ 合併	
	(2) 承継対象の事業内容		
	(3) 承継対象の事業に含まれる事前届出業種		
	(4) 承継の目的		
	(5) 届出者と対象会社の関係		
	(6) 事前届出業種に該当する事業の取扱い		
6 届出者の事業方針等に 影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる 事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	国有企業等との関係		
	届出者との関係		
7 届出時に届出者と特別の 関係にあるもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んでいる 事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	届出者との関係		
	8 その他の事項		

届出受理年月日	
及び受理番号	

(記入要領)

- 1 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 2 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 3 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 4 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 5 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 6 「届出者」欄中「届出者となる法人的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「8 その他の事項」欄に記入すること。
- 7 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「2 承継の時期」欄について、本届出書受理日において、承継の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における承継の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- 9 「3 支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。
- 10 「5 承継目的等」欄中「(3) 承継対象の事業に含まれる事前届出業種」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 11 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第68条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組員（同法に規定する業務執行組員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 12 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出

者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に關する政令（以下この記入要領において「令」という。）第3条の2第1項第3号から第5号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

- 13 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 14 「7 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄には、届出者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）のうち、「1 対象会社」欄に記入した会社の株式、持分若しくは議決権を有するものを記入すること。
- 15 本届出書で届け出る承継対象の事業について、法第27条第3項第1号イ又はロに掲げる事態が生じないよう適切な措置を講じている場合におけるその内容等、審査にあたり有用な事項があれば、任意の事項として「8 その他の事項」欄に記載することができる。
- 16 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、適し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）